

(建築一式工事)

公 告

南国市制限付き一般競争入札実施要綱（令和2年南国市告示第 号）の規定に基づき、次のとおり制限付き一般競争入札を行いますので、南国市制限付き一般競争入札実施要綱第4条及び南国市財務規則（昭和45年南国市規則第4号）第72条の規定により公告します。

年 月 日

南国市長

記

第1 入札に付する事項

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 工 事 概 要

- 4 完 成 期 限 年 月 日
- 5 予 定 価 格 事後公表
- 6 審 査 方 式 事前審査方式
- 7 落 札 方 式 施工体制確認型総合評価方式（企業評価型）
- 8 低入札価格調査 低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定する。事後公表。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 本市の 年度建設工事一般競争入札参加資格を有する者で、建築一式工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項2号の特定建設業の許可を受けているもの
- 2 高知県内に本店を有する者で、公告日直近の経営事項審査結果通知書における建築工事の総合評定値（P値）が 点以上であるもの又は高知県外に本店を有する者で、公告日直近の経営

事項審査結果通知書における建築工事の総合評定値（P値）が 点以上であるもの

- 3 次の各号の要件を満たす者を、当該工事の監理技術者として専任で配置できること。
 - (1) 建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。
 - (2) 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士又はこれらと同等以上の資格を有する者であつて、建築一式工事における監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有するものであること。
 - (3) この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3ヵ月以上雇用されている者であること。
- 4 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 5 銀行取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- 6 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者で、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた日以降に、建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受け、本市の入札参加資格の再認定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 7 この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、本市から指名停止措置（指名回避を含む。）を受けていない者であること。

第3 契約条項を示す場所 南国市役所 4階 財政課

第4 入札参加資格確認申請書の配布・提出について

当該工事の入札に参加しようとする者は、第1号に規定する提出期間内に市長に一般競争入札参加資格確認申請書（総合評価方式用）、企業の評価に係る同種工事の施工実績届出書及び配置予定技術者の評価に係る配置予定技術者届出書（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無についての確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 この公告の日から 年 月 日（ ）正午まで
（土、日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。期間については以下同じ。）
- (2) 提出場所 南国市役所 4階 財政課
- (3) 配布方法 市ホームページからのダウンロード又は前号に規定する場所における直接配布
- (4) 提出方法 第2号に規定する場所へ持参することとし、郵送又は電信による申請は受け付

けない。

(5) 企業の評価に係る同種工事の施工実績届出書の挙証資料の添付について

ア 工事内容の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（以下「CORINS」という。）に登録しているCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等が存在しない場合又は内容が十分でない場合には、契約書又は設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

イ 挙証資料の不足等で申請内容等が確認できない場合、当該部分については「実績無し」等として、該当がないものとみなす。

(6) 配置予定技術者の評価に係る配置予定技術者届出書の挙証資料の添付について

ア 申請書等の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合は、複数の候補者を記載することができる。その場合には、総合評価においては評価が低い方の者を審査の対象とする。

イ 記載内容の確認資料として、健康保険証、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証明及び指定講習に係る講習修了証の写し並びに施工した工事のCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを必ず添付すること。工事カルテ等が存在しない場合又は内容が十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

ウ 重複する挙証資料は、1部のみ提出で差し支えない。

エ 挙証資料の不足等で申請内容等が確認できない場合、当該部分については「実績無し」等として、該当がないものとみなす。

第5 入札参加資格確認通知

年 月 日（ ）に各社宛に発送する。

第6 入札参加資格の喪失

入札参加資格決定通知後において、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができない。

- (1) 第2の入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 申請書等及びその他の添付資料について虚偽の記載をしたことが判明したとき。なお、この場合は、指名停止の措置を行うことがある。

第7 設計図書の閲覧期間及び場所

(1) 期 間 この公告の日から 年 月 日（ ） 午後4時まで

(2) 場 所 南国市役所4階閲覧室又は市ホームページ

ただし、日程等は変更することがある。

閲覧に際しては、閲覧室に掲示する注意事項を遵守すること。

第8 質疑書の受付、回答予定日時及び場所

設計図書の内容について質問がある場合は、閲覧室備付け又は市ホームページ掲載の質疑書により持参して提出すること（郵送又は電信による質問は受け付けない。）。

- (1) 受付予定日時 年 月 日 () 午前 時から
 年 月 日 () 正午まで
- (2) 受付予定場所
- (3) 回答予定日時 年 月 日 () 午後 時から
 年 月 日 () 午後 時まで
- (4) 回答予定場所 南国市役所 4階 閲覧室

ただし、日程等は変更することがある。

第9 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札予定日時 年 月 日 () 時 分
- (2) 入札予定場所 南国市役所 4階 大会議室

ただし、日程等は変更することがある。この場合は、直ちに入札参加者全員に通知する。

第10 入札条件等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 予定価格及び低入札調査基準価格について
事後公表とする。
- (3) 見積根拠資料の提出
落札者には、入札後見積根拠資料の提出を求める。見積根拠資料の様式は自由であるが、設計書に示された種目ごとに金額を明示し、工事名の記載及び代表者の記名押印を要する。

第11 入札方法等

- (1) 郵送による入札は、認めない。
- (2) 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。
- (3) 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とする。

第12 入札の無効に関する事項

南国市財務規則第78条の規定に該当する入札は、無効とする。なお、郵送又は電信による入札は認めない。

第13 総合評価の評価基準等

総合評価における同種・類似工事の要件及び評価項目・評価基準・配点は、次のとおりとする。

(1) 同種・類似工事の要件（一契約ですべての要件を満たすこと。）

評価区分	要件
企業の評価	<ol style="list-style-type: none">実績については 年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了したものであること。工事の発注者が国又は地方公共団体であること。受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同事業体であること。施工場所が高知県内であること。
配置予定技術者の評価	<ol style="list-style-type: none">実績については 年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了したものであること。工事の発注者が国又は地方公共団体であること。受注形態が単体又は共同事業体（出資比率は問わない。）であること。施工場所が高知県内であること。従事役職は、現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。従事期間が工期の半分以上を超えていない場合は、評価対象としない。ただし、従事状況によっては、工事の着手日及び合格通知日等により判断する場合がある。

(2) 評価項目・評価基準・配点

評価項目		評価内容	評価基準	配点
企業の施工能力	同種工事の施工実績	年度以降の建築一式工事の施工実績が1件以上	最終請負金額（税込）が20億円以上	50/50
			最終請負金額（税込）が15億円以上20億円未満	40/50
			最終請負金額（税込）が10億円以上15億円未満	30/50
			最終請負金額（税込）が5億円以上10億円未満	20/50
			最終請負金額（税込）が1.5億円以上5億円未満	10/50
			最終請負金額（税込）が1.5億円未満	0/50
配置予定技術者の能力	同種工事の施工実績	年度以降の建築一式工事における技術者としての施工従事実績が1件以上	最終請負金額（税込）が20億円以上	50/50
			最終請負金額（税込）が15億円以上20億円未満	40/50
			最終請負金額（税込）が10億円以上15億円未満	30/50
			最終請負金額（税込）が5億円以上10億円未満	20/50
			最終請負金額（税込）が1.5億円以上5億円未満	10/50
			最終請負金額（税込）が1.5億円未満	0/50
合計			合計100点（10点に換算）	

評価項目		評価基準	配点	その他
施工体制の評価	品質確保の実効性	良	5点	1 開札後、低入札に該当した者に低入札調査資料の提出を別途求めて評価する。 2 低入札に該当しなかった者にとっては、資料提出は求めず、「良」（満点）とする。
		可	2点	
		不可	0点	
	施工体制確保の確実性	良	5点	
		可	2点	
	不可	0点		
合計		10点		

(3) 総合評価の評価対象から除外する工事

高知県内において発注された公共工事のうち、平成24年10月17日以降次のアからエまでのいずれかに該当することとなった工事については、総合評価の企業の施工能力の評価の項目中、「同種・類似工事の実績」において、評価の対象としないものとする。

ア 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。以下同じ。）が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反する行為により課徴金納付命令（独占禁止法第7条の2第1項の規定によるもの）を受けた場合において、その対象となった工事

イ 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により課徴金算定対象として認定されたが、当該行為について課徴金の納付を命じない旨の通知（独占禁止法第7条の2第18項の規定によるもの）を受けた場合において、その対象となった工事

ウ 受注が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により公正取引委員会の排除措置命令において違反行為者として認定されたが、法人の解散等により課徴金納付命令等の名宛人となっていない場合において、公正取引委員会が発した文書を受けて違反工事が特定されたことにより不法行為に基づく損害賠償請求の対象となった工事

エ 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。法人にあってはその役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑について公訴を提起された場合において、その対象となった工事

第14 総合評価の方法

1 落札者決定のための評価値は、次の算式により算定する。

評価値＝技術等評価点／入札価格（入札価格は1億円単位（例：11億5,300万円＝11.53億円）とし、商は小数点第5位以下を切り捨てる。）

2 前項の算式中技術等評価点は、次の算式により算定する。

技術等評価点＝標準点（100点）＋加算点（企業の施工能力＋配置予定技術者の能力）
（満点10点）＋施工体制評価の点数（品質確保の実効性（満点5点）＋施工体制確保の確実性（満点5点））

第15 低入札価格調査

1 この入札では、調査基準価格及び調査基準価格を下回る入札価格の積算において失格とすべき基準（以下「失格基準価格」という。）を設けるとともに、低入札価格調査（失格調査及び低入札調査）を行う。調査基準価格は、事後公表とする。

2 入札に参加しようとする者は、入札参加申請時に、一般競争入札参加資格確認申請書において、開札の結果自らが低入札を行っていた場合の低入札価格調査の辞退をあらかじめ申し出ることができる。入札参加申請時に低入札価格調査の辞退を申し入れた入札者が開札の結果低入札を行っ

ていた場合は、その時点で当該入札参加者は失格とする。

- 3 失格調査において、低入札者の入札書記載金額が失格基準価格を下回るときは、その者を失格とする。また、低入札者から提出された工事費内訳書の実際の合計額が記載された数字の合計と一致しない等工事費内訳書の記載誤りがある場合又は工事費内訳書に記載の総合計額が入札書記載金額と一致しない場合は、その者を失格とする。
- 4 入札参加申請時に低入札価格調査の辞退を申し出ておらず、開札の結果、失格基準価格に該当しないことが確認された低入札者（以下「調査対象者」という。）は、別に指定する日までに低入札調査資料を提出するとともに、低入札調査に協力しなければならない。なお、当該低入札者は、低入札調査資料提出の期限までに別に定める辞退書を提出することにより、低入札調査の辞退を申し出ることができる。
- 5 調査対象者が辞退書により低入札調査の辞退を申し出たときは、その時点で調査を中止し、当該調査対象者は失格とする。
- 6 低入札調査では、低入札調査資料に基づく施工体制評価及びヒアリング調査を行い、市において工事請負契約締結の可否を判断して落札決定を行う。
- 7 調査対象者について、低入札価格調査の結果落札者となった者には落札決定通知を、失格となった者には失格通知を行うとともに、閲覧室及び市ホームページにおいて公表する。

第16 施工体制評価

1 評価区分

低入札者（第15の2、3又は5の規定に該当し失格となった者は除く。）に関して、当該入札価格水準に応じた工事の品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。低入札者以外の入札参加者は、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性とも、施工体制評価は満点として評価する。

(1) 品質確保の実効性

当該入札価格における積算内容で適正な施工が実現されるか及び積算根拠に資材発注業者、下請業者等に見積価格が適正に反映されているかを評価する。

評価対象経費は、直接工事費及び共通仮設費とする。

(2) 施工体制確保の確実性

当該入札価格における積算内容で、工事現場就労者、資材発注業者、下請業者等にしわ寄せが及ぶことのない施工体制がどの程度確保できるかを評価する。

評価対象経費は、現場管理費及び一般管理費とする。

2 施工体制評価点

品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性について、各々「良」（5点）、「可」（2点）、「不可」（0点）とし、その合計点を施工体制評価点（満点10点）とする。

3 施工体制評価基準

- (1) 品質確保の実効性の評価基準は表1、施工体制確保の確実性の評価基準は表2のとおりであり、「良」は減点指数の合計が0のものとし、「可」は減点指数の合計が6未満のもの、「不

可」は減点指数の合計が6以上のものとする。

表1 品質確保の実効性評価基準

減点評価項目	減点指数
1 積算の直接工事費若しくは共通仮設費の合計が誤っているもの又は入札時提出の工事費内訳書記載の各合計と一致しないもの	6
2 発注者の求めによる積算根拠となる下請等見積書の提出がないもの（見積書が不足する場合を含む。）又は積算根拠が不明なもの	6
3 直接工事費又は共通仮設費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
4 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の50%未満のものがあるもの（項目数は問わず、複数項目でも重複減点はしない。）	4
5 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の75%未満のものがあるもの（1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。）	2
6 直接工事費又は共通仮設費の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2

注1 3の項は、積算根拠に関して書面上明確ではないが、低入札調査ヒアリングで確認できた場合をいう。例えば、機材を使用する工事で、機材使用に関する経費の積算が書面上なく、ヒアリング時に減価償却済みの自社保有機材のため未計上であることが確認できたような場合に該当する。ただし、この場合でも、燃料代等の機材の稼働に直接必要な経費は、直接工事費に計上されていなければならない。

注2 4の項及び5の項の「積算項目」とは、公共建築工事積算基準における科目に該当する項目をいい、各々の項目において設計金額と比較のうえ評価する。

表2 施工体制確保の確実性評価基準

減点評価項目	減点指数
1 積算の現場管理費若しくは一般管理費の合計が誤っているもの又は入札時提出の工事費内訳書記載の各合計と一致しないもの	6
2 現場管理費又は一般管理費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
3 提出資料に「その価格により入札した理由」又は「経費削減が図られた理由」の記載がないもの（記載内容が不明瞭な場合を含む。）	4
4 工程管理上支障が生じるおそれがあるその他施工体制上何らかの問題があると認められるもの	2

注1 2の項は、例えば、警備員の外注で、労務賃以外の必要経費の負担は現場管理費の外注経費

に計上すべきところ計上がなく、ヒアリング時に共通仮設費の安全費に計上されていることが確認できたような場合に該当する。

注2 3の項の「記載内容が不明瞭な場合」とは、例えば「その価格により入札した理由」として「自社保有の機械が有効に活用できる。」（これは「経費節減が図られた理由」に該当する。）と、「経費節減が図られた理由」として「恒常的に取引のある資材購入先及び下請業者の全面的協力により低価格での調達が可能」（理由が具体的でなく、下請業者等に無理強いしている可能性も排除できない。）と記載しているような場合に該当する。

3 4の項は低入札調査の実施によって低入札でない工事に比べて契約締結日が遅れる、下請予定業者の見積書において法定福利費が計上されていない等の場合をいう。

第17 落札決定の方法

- 1 開札後、入札会場にて落札者を発表する。低入札価格調査に係る調査対象者が落札候補者となった場合は、入札会場にて落札候補者を発表し、落札決定後には、閲覧室及び市ホームページにおいて公表する。
- 2 開札後、再度入札を行う場合を除いて、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値が最も高い者を落札者とする。

第18 契約の保証

この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として、請負代金の10分の1以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付し、又は提出しなければならない。

- (1) 契約保証金
- (2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関又は保証事業会社の保証書
- (3) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

第19 留意事項

- 1 この工事に係る予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年南国市条例第4号）第2条に規定する額を超えている場合は、落札決定後落札者との間で仮契約を締結し、本契約は南国市議会の議決を経て効力発生通知を行った時に成立する。
- 2 前項に該当する場合で、落札決定後、本契約となるまでの間において、当該落札者が第6の入札参加資格の喪失事項に該当するに至ったときには、当該請負契約を締結しないことがあり、これにより本契約に至らなかったときにおいても、議会の議決が得られなかった場合と同じく、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わないものとする。

第20 その他事項

- 1 当該工事の入札参加申込みの受理をされなかった者は、当該入札に参加できない。
- 2 第2に掲げる資格要件を満たした者が2者に満たない場合は、入札を行わないものとする。

また、入札執行前に入札を中止する場合がある。その場合は、市から入札参加者全員に通知する。

- 3 低入札価格調査の失格調査において、低入札者の入札書記載金額が失格基準価格を下回るときは、失格とする。

失格基準価格＝直接工事費に係る設計金額の75%の額＋共通仮設費に係る設計金額の70%の額＋現場管理費に係る設計金額の60%の額＋一般管理費に係る設計金額の30%の額

- 4 提出書類に虚偽の記載がある場合は、契約を解除するとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置をすることがある。

- 5 落札者は、申請書等に記載した配置予定の技術者を当該工事に専任で配置すること。なお、配置予定の技術者は実際の施工に当たって、原則として変更することはできない。落札者が申請書に記載した配置予定の技術者の中から、技術者を配置できないときは、落札決定を取り消すことがある。

- 6 入札参加者は、あらかじめ入札心得の各条項を承知すること。

- 7 提出された申請書等は返却しない。また、申請書等について提出期限後の差替え、訂正等は認めない。

- 8 この契約において、談合等の不正行為により本市が被った金銭的損害の賠償については、賠償額の予定に関する条項等に基づき損害賠償を請求する。

様式第1号（第4条関係）

（建築一式工事以外）

公 告

南国市制限付き一般競争入札実施要綱（令和2年南国市告示第 号）の規定に基づき、次のとおり制限付き一般競争入札を行いますので、南国市制限付き一般競争入札実施要綱第4条及び南国市財務規則（昭和45年南国市規則第4号）第72条の規定により公告します。

年 月 日

南国市長

記

第1 入札に付する事項

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 工 事 概 要

- 4 完 成 期 限 年 月 日
- 5 予 定 価 格 事後公表
- 6 審 査 方 式 事前審査方式
- 7 落 札 方 式 施工体制確認型総合評価方式（企業評価型）

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 本市の 年度建設工事一般競争入札参加資格を有する者で、 工事に關し、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の建設業の許可を受けているもの
- 2 南国市内に本店を有する者で、 年度の工事の等級が ランクに格付されているもの、高知県内に本店を有する者で、公告日直近の経営事項審査結果通知書における 工事の総合評

定値（P値）が 点以上であるもの又は高知県外に本店を有する者で、公告日直近の経営事項審査結果通知書における 工事の総合評定値（P値）が 点以上であるもの

3 次の各号の要件を満たす者を、当該工事の技術者として配置できること。

- (1) この公告の日以前に申請者に採用されている者であること。
- (2) 建設業法第26条の規定による主任技術者として従事するための資格要件を満たす者であること。

4 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

5 銀行取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

6 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者で、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた日以降に、建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受け、本市の入札参加資格の再認定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

7 この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、本市から指名停止措置（指名回避を含む。）を受けていない者であること。

第3 契約条項を示す場所 南国市役所 4階 財政課

第4 入札参加資格確認申請書の配布・提出について

当該工事の入札に参加しようとする者は、第1号に規定する提出期間内に市長に一般競争入札参加資格確認申請書（総合評価方式用）、企業の評価に係る同種工事の施工実績届出書及び配置予定技術者の評価に係る配置予定技術者届出書（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無についての確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 この公告の日から 年 月 日（ ）正午まで
（土、日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。期間については以下同じ。）
- (2) 提出場所 南国市役所 4階 財政課
- (3) 配布方法 市ホームページからのダウンロード又は前号に規定する場所における直接配布
- (4) 提出方法 第2号に規定する場所へ持参することとし、郵送又は電信による申請は受け付けない。
- (5) 企業の評価に係る同種工事の施工実績届出書の挙証資料の添付について

ア 工事内容の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報シス

テム（以下「CORINS」という。）に登録しているCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等が存在しない場合又は内容が十分でない場合には、契約書又は設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

イ 挙証資料の不足等で申請内容等が確認できない場合、当該部分については「実績無し」等として、該当がないものとみなす。

(6) 配置予定技術者の評価に係る配置予定技術者届出書の挙証資料の添付について

ア 申請書等の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合は、複数の候補者を記載することができる。その場合には、総合評価においては評価が低い方の者を審査の対象とする。

イ 記載内容の確認資料として、健康保険証、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証明及び指定講習に係る講習修了証の写し並びに施工した工事のCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを必ず添付すること。工事カルテ等が存在しない場合又は内容が十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

ウ 重複する挙証資料は、1部のみ提出で差し支えない。

エ 挙証資料の不足等で申請内容等が確認できない場合、当該部分については「実績無し」等として、該当がないものとみなす。

第5 入札参加資格確認通知

年 月 日（ ）に各社宛に発送する。

第6 入札参加資格の喪失

入札参加資格決定通知後において、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができない。

- (1) 第2の入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 申請書等及びその他の添付資料について虚偽の記載をしたことが判明したとき。なお、この場合は、指名停止の措置を行うことがある。

第7 設計図書の閲覧期間及び場所

(1) 期 間 この公告の日から 年 月 日（ ） 午後4時まで

(2) 場 所 南国市役所4階閲覧室又は市ホームページ

ただし、日程等は変更することがある。

閲覧に際しては、閲覧室に掲示する注意事項を遵守すること。

第8 質疑書の受付、回答予定日時及び場所

設計図書の内容について質問がある場合は、閲覧室備付け又は市ホームページ掲載の質疑書に

より持参して提出すること（郵送又は電信による質問は受け付けない。）。

- (1) 受付予定日時 年 月 日 () 午前 時から
年 月 日 () 正午まで
- (2) 受付予定場所
- (3) 回答予定日時 年 月 日 () 午後 時から
年 月 日 () 午後 時まで
- (4) 回答予定場所 南国市役所 4階 閲覧室
ただし、日程等は変更することがある。

第9 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札予定日時 年 月 日 () 時 分
- (2) 入札予定場所 南国市役所 4階 大会議室
ただし、日程等は変更することがある。この場合は、直ちに入札参加者全員に通知する。

第10 入札条件等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 予定価格及び失格基準価格について
事後公表とする。
- (3) 見積根拠資料の提出
落札者には、入札後見積根拠資料の提出を求める。見積根拠資料の様式は自由であるが、設計書に示された種目ごとに金額を明示し、工事名の記載及び代表者の記名押印を要する。

第11 入札方法等

- (1) 郵送による入札は、認めない。
- (2) 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。
- (3) 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とする。

第12 入札の無効に関する事項

南国市財務規則第78条の規定に該当する入札は、無効とする。なお、郵送又は電信による入札は認めない。

第13 総合評価の評価基準等

総合評価における同種・類似工事の要件及び評価項目・評価基準・配点は、次のとおりとする。

(1) 同種・類似工事の要件（一契約ですべての要件を満たすこと。）

評価区分	要件
企業の評価	<ol style="list-style-type: none">1 実績については 年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了したものであること。2 工事の発注者が国又は地方公共団体であること。3 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同事業体であること。4 施工場所が高知県内であること。
配置予定技術者の評価	<ol style="list-style-type: none">1 実績については 年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了したものであること。2 工事の発注者が国又は地方公共団体であること。3 受注形態が単体又は共同事業体（出資比率は問わない。）であること。4 施工場所が高知県内であること。5 従事役職は、現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。6 従事期間が工期の半分を超えていない場合は、評価対象としない。ただし、従事状況によっては、工事の着手日及び合格通知日等により判断する場合がある。

(2) 評価項目・評価基準・配点

評価項目		評価内容	評価基準	配点
企業の施工能力	同種工事の施工実績	過去10年間の同種工事の施工実績	南国市の発注工事実績 4件以上	50 / 50
			南国市の発注工事実績 1件以上4件未満	25 / 50
			南国市の発注工事実績 実績なし	0 / 50
配置予定技術者の能力	同種工事の施工実績	過去10年間の同種工事の施工実績	南国市の発注工事実績 4件以上	50 / 50
			南国市の発注工事実績 1件以上4件未満	25 / 50
			南国市の発注工事実績 実績なし	0 / 50
合計			合計100点（10点に換算）	

(3) 総合評価の評価対象から除外する工事

高知県内において発注された公共工事のうち、平成24年10月17日以降次のアからエまでのいずれかに該当することとなった工事については、総合評価の企業の施工能力の評価の項目中、「同種・類似工事の実績」において、評価の対象としないものとする。

ア 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。以下同じ。）が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反する行為により課徴金納付命令（独占禁止法第7条の2第1項の規定によるもの）を受けた場合において、その対象となった工事

イ 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により課徴金算定対象として認定されたが、当該行為について課徴金の納付を命じない旨の通知（独占禁止法第7条の2第18項の規定によるもの）を受けた場合において、その対象となった工事

ウ 受注が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により公正取引委員会の排除措置命令において違反行為者として認定されたが、法人の解散等により課徴金納付命令等の名宛人となっていない場合において、公正取引委員会が発した文書を受けて違反工事が特定されたことにより不法行為に基づく損害賠償請求の対象となった工事

エ 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。法人にあってはその役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑について公訴を提起された場合において、その対象となった工事

第14 総合評価の方法

- 1 落札者決定のための評価値は、次の算式により算定する。

評価値＝技術等評価点／入札価格（入札価格は1千万円単位（例：500万円＝0.5千万円）とし、商は小数点第5位以下を切り捨てる。）

- 2 前項の算式中技術等評価点は、次の算式により算定する。

技術等評価点＝標準点（100点）＋加算点（企業の施工能力＋配置予定技術者の能力）
（満点10点）

第15 落札決定の方法

- 1 開札後、入札会場にて落札者を発表する。
- 2 開札後、再度入札を行う場合を除いて、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、入札価格が別に定める失格基準価格未満の者にあつては、当該入札を無効として落札者とはしない。
- 3 入札価格が予定価格の範囲内で、かつ、評価値が最も高い者が2者以上ある場合の落札者は、くじ引きにより決定する。

第16 契約の保証

この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として、請負代金の10分の1以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付し、又は提出しなければならない。

- (1) 契約保証金
- (2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関又は保証事業会社の保証書
- (3) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

第17 留意事項

- 1 この工事に係る予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年南国市条例第4号）第2条に規定する額を超えている場合は、落札決定後落札者との間で仮契約を締結し、本契約は南国市議会の議決を経て効力発生通知を行った時に成立する。
- 2 前項に該当する場合で、落札決定後、本契約となるまでの間において、当該落札者が第6の入札参加資格の喪失事項に該当するに至ったときには、当該請負契約を締結しないことがあり、これにより本契約に至らなかったときにおいても、議会の議決が得られなかった場合と同じく、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わないものとする。

第18 その他事項

- 1 当該工事の入札参加申込みの受理をされなかった者は、当該入札に参加できない。
- 2 第2に掲げる資格要件を満たした者が2者に満たない場合は、入札を行わないものとする。
また、入札執行前に入札を中止する場合がある。その場合は、市から入札参加者全員に通知する。

- 3 提出書類に虚偽の記載がある場合は、契約を解除するとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置をすることがある。
- 4 落札者は、申請書等に記載した配置予定の技術者を当該工事に配置すること。なお、配置予定の技術者は、実際の施工に当たって、原則として変更することはできない。落札者が申請書に記載した配置予定の技術者の中から、技術者を配置できないときは、落札決定を取り消すことがある。
- 5 入札参加者は、あらかじめ入札心得の各条項を承知すること。
- 6 提出された申請書等は返却しない。また、申請書等について提出期限後の差替え、訂正等は認めない。
- 7 この契約において、談合等の不正行為により本市が被った金銭的損害の賠償については、賠償額の予定に関する条項等に基づき損害賠償を請求する。